



那須塩原市



農業委員会だより

編集／発行 那須塩原市農業委員会 那須塩原市共墾社108-2 TEL 0287-62-7186



農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進を図るため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき 3月に市長に意見書を提出し、その意見書に対する回答を7月16日にいただきました。市では、新規就農者・農業者支援のため『なすしおばら新たな担い手サポートチームによる資金・技術両面においての支援と研修の拡充』などの回答がありました。
(詳しくは、2, 3Pをご覧ください。)

9月号
令和6(2024)年
No.46

主な内容

令和6年度市への意見及び回答	2, 3
視察研修参加報告	4
石塚三愛農場株式会社及び有限会社那須野農産の特集	5, 6
地域計画、農業者年金	7
活動日誌、産直紹介 道の駅『明治の森・黒磯』、 全国農業新聞のお知らせ	8

令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書と回答

1 新規就農者・農業者支援に関すること

○近年、農業者の数は年々減少しており、今後、さらに高齢農業者の離農が増加すると見込まれることから、将来の地域農業を担う新規就農者の確保や農地の安定的な受け皿となる農業法人の育成を促進することが喫緊の課題となつてきている。このようなか、農業後継者の育成・確保のため、次の施策について検討いただきたい。

(1) 親元就農を含めた新規就農者が農業の魅力を感じ、安心して就農から経営確立まで行えるような長期的な支援の拡充

〔回答〕
農業の魅力発信として、農業水産専門の求人・転職サイト「マイナビ農業」や、ときどき就農支援サイト「t o c h i n o(トチノ)」で、本市の就農支援事業であるチャレンジファーム事業の情報や本市の農業の魅力を発信している。親元就農も含めた新規就農支援の1つとしては、「経営継承・発展支援事業」があり、県や関係機関とも連携しながら研修やその後のフォローも行つて。今後も引き続き、移住促進、住宅支援、就農支援といつた分野横断的連携を行なうが、支援していく。

(2) 新規就農者に対し、初期投資リスクの負担軽減を図るため、行政及び農協等関係機関が協力し、経営安定と自立に向けた経済的・技術的支援の拡充

〔回答〕
初期投資リスクの負担軽減として、就農修中の研修生に最長2年間支援する「就農準備資金」や新規就農時に最長3年間支援する「経営開始資金」の積極的な活用を促している。「なすしおばら新たな担い手サポートチーム」では、新規就農に関する相談の情報共有及び今後の方針の協議を行い、就農に向

けた資金面・技術面の支援を行つて。か、今年度から「那須地域新規就農支援協議会」へ加入し、これまで本市では対応出来なかつた作目への研修も拡充している。引き続き関係団体との連携を図りながら新規就農支援を進めていく。

(3) 若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策や多様な扱い手の確保・育成のための、市独自の支援策や補助金の創設

〔回答〕
国の農地利用効率化等支援交付金の活用や、市独自の支援策として、経営規模拡大やスマート農業の導入による省力化や収益性の高い作物の新規導入などの新しい取組を意欲的に行う農業者に対し、「次世代農業チャレンジ事業補助金」及び「園芸作物生産振興事業」での補助を行つて。今後も農業者ニーズに沿つた支援策等を研究し、きめ細やかな支援を行っていく。

(4) 教育委員会と連携し授業の一環として農業に親しむカリキュラムの導入

〔回答〕
農業に親しむカリキュラムの支援策として、農作業体験と調理体験を一連の取組で支援する「学校農園開設支援事業」を行つて。また、体験だけでなく、生産者が学校を訪問し児童生徒が直接生産者の話を聞く機会も設けて。今後も教育委員会と連携し、農業を理解するための取組を進めていく。

(5) 中山間地域など農業従事者の減少や高齢化が著しい地域への農業法人化等の地域の実情に合わせた支援

〔回答〕

本市では、4つの集落が国の中山間地域等直接支払交付金を活用した活動を行つて

2 担い手への農地利用の集積・集約に関すること

○令和6年度末までに、将来の農地利用の姿を描き、計画的に農地の集積・集約化を進める地域計画の策定をすることとなつて。現在農地の集積が進み機械が大型化するなか、小区域の農地などが多く、作業効率など条件が悪い圃場が多い。また、今後担い手の減少が予想され、担い手が不足している中山間地域等の条件不利地域における支援や、一経営体当たりの経営面積を拡大するためにも、基盤整備事業が必要になると思われる。今後の持続可能な農業を促進するために、次の施策について検討いただきたい。

(1) 小規模な基盤整備の推進や農業者負担の軽減支援など、市独自(単独)での事業の支援

〔回答〕
農地耕作条件改善事業等、国庫補助事業の活用を促している。農地中間管理機構との連携による担い手への農地集積等、採択要件と照らし合わせ、農業者の負担が軽減されるような補助事業の実施について関係機関と協議していく。

(2) 耕作条件の悪い農地の周辺道路の拡幅、老朽化した水路や暗渠排水など水利関係の改善も含んだ整備の支援

〔回答〕

農業用施設において、周辺道路の拡幅、施設の老朽化及びそれに伴う劣化に対する防災・減災の取組が必要な場合は、随時状況の確認を行い、対象となる支援制度については関係機関と協議していく。

○遊休農地については、農業者の高齢化、後継者不足、収益低下等により、今後より一層増えるおそれがあります。また、これら遊休農地は、中山間等の条件不利地域も含め、耕作可能な優良な農地として次世代へ引き継ぐ必要があること

(3) 基盤整備に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度の分かりやすい周知と活用の提案、農地所有者の地域の実情に応じた基盤整備の推進

〔回答〕
基盤整備やほ場の整備は、農地の集積と農作業の効率化を促進し、将来的な農業形態の発展につながることから、多くの支援制度があるものの条件等が複雑で分かりづらいという現状は認識している。支援制度の有効活用を図るためにも、分かりやすい周知に努めるとともに、地域の実情に応じた支援ができるよう引き続き関係機関との連携を図つていく。

(4) 機械・設備等の導入費用を支援する補助事業について、要件(面接等)緩和の国等への働きかけ

〔回答〕
現在、国の補助事業の多くがポイント制になつており、経営面積拡大や所得アップなど厳しい条件をクリアしなければ採択にならないという現状はあることは認識している。現在策定中の地域計画において、農地の集積と集約化を図り、地域の安定的な農業経営が実現できるよう支援していく。

(5) 農地の集積・集約化を進めるなか、将来的に法人化が必要になつてくることから、メリットを含めた農業法人化への制度の周知や法人化を検討する農業者への支援の強化

〔回答〕
国においても中小規模の農家が存続できるよう組織化に力を入れており、機械購入の補助事業においても法人化することが採択のポイントの加点になつていてものもある。また、県においても法人の組織化を進めおり、経営モデルの提示や組織の設立支援を実施しているため、今後も制度の周知や支援強化に努めていく。

3 遊休農地の対策に関すること

○遊休農地については、農業者の高齢化、後継者不足、収益低下等により、今後より一層増えるおそれがあります。また、これら遊休農地は、中山間等の条件不利地域も含め、耕作可能な優良な農地として次世代へ引き継ぐ必要があること

から、次の施策について検討いただきたい。

(1) 遊休農地の再生は、重機を使用した伐根・整地・土壤改良などをを行う必要があり、耕作を受託する農家の重い負担が遊休農地解消のネックとなっていることから、遊休農地の再生に取り組む農業者に対しては、再生作業を補助金で賄えるような支援

【回答】

遊休農地の発生防止・解消については、農業委員会においても所有者に対する意向調査を行い、所有者の意向に応じて農地の賃借行つていているところである。また、県の農地いきいき再生支援事業を活用することから、今後もSNSなどによる周知及び関係機関との連携により、遊休農地の解消に努めていく。

4 農業経営に対する支援について

(1) 小規模農家を含めた農家全般が対象となるよう市独自の施策として、農業用肥料・資材・飼料等のより具体的な高止まり対策の継続的な支援

【回答】

令和4年度に、市内の畜産農家に対し粗飼料購入費用を支援する「粗飼料高騰対策臨時特別経営支援事業」の実施や、市内の認定農業者を対象に経営支援を行う「認定農業者等臨時特別経営支援事業」を実施。今後も農業用肥料・資材・飼料等の価格を把握するなど、効果的な経営支援を行っていく。

(2) 昨年に引き続き農業生産コストの高騰に対する支援、また生産物に適正な価格転嫁を行い農業経営が安定する支援を国・県へ働きかけ

(2) 個体数を減らす対策として、有害鳥獣捕獲に対する支援の拡充

【回答】

有害鳥獣の捕獲は「鳥獣被害対策実施隊」が実施しているが、現在、隊員の高齢化と担い手不足が課題となっている。これらの課題を解決するため、今年度より新たな担い手確保を目的として、「猟銃等購入に係る経費の助成」及び「猟銃等購入に係る経費の助成」の制度を創設した。また、既に隊員として活動している方への支援についても、他市町村の状況等を調査した上で、今後検討していく。

(3) 農地及び集落の維持のため、意欲を持つて生産活動に取り組むことは重要なことであるため、農林水産省との意見交換の場などの機会を通じて、農業者の様々な声を国・県に伝えていく。

今後とも、農家、地域、市が一体となつて取り組んでまいります。

【回答】

国・県各種補助事業の活用や緊急貸付制度の周知を行うとともに、農作物の高付加価値化による収益向上を図ることは重要と考える。

今後も生産コスト等の情勢を把握し、国・県への働きかけを含め効果的に支援を行っていく。

5 鳥獣被害の対策に関すること

○野生鳥獣による農作物被害は、市では令和4年度、約3,400万円となつておらず、被害額は依然として高い水準で推移し、営農意欲の減少と相まって、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしている。深刻である野生鳥獣による被害の軽減を図り、農業や森林を守るために、捕獲対策と併せて地域ごとの徹底した被害防止対策が不可欠である。捕獲や被害の防止対策について施策の検討や見直しを継続的に進め、次の施策について検討いただきたい。

(1) 山林と農地との間の緩衝地帯の整備や電気柵設置の支援の拡充及び補修や更新を含めた支援を実施

(1) 小規模農家を含めた農家全般が対象となるよう市独自の施策として、農業用肥料・資材・飼料等のより具体的な高止まり対策の継続的な支援

(2) 個体数を減らす対策として、有害鳥獣捕獲に対する支援の拡充

【回答】

令和4年度に、市内の畜産農家に対し粗飼料購入費用を支援する「粗飼料高騰対策臨時特別経営支援事業」の実施や、市内の認定農業者を対象に経営支援を行う「認定農業者等臨時特別経営支援事業」を実施。今後も農業用肥料・資材・飼料等の価格を把握するなど、効果的な経営支援を行っていく。

6 その他

1 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

○昨年に引き続き、以下のとおり要望する。生産者からは、農業所得の安定を求める意見が多く、栽培した農作物の販路を拡充するため、地域に根ざした魅力ある高いブランド力をもつた安心・安全な農産物生産に対する支援策の展開が必要との要望がある。また、地域ブランド化を推進し、農産物の魅力を県内外に発信につなげることが望ましく、更に生産者の生産意欲の向上と安定した所得が得られるよう次の施策について検討すること。

(1) 将来にわたる安定的な當農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直し後の制度適用を行わないことや、今後出てくる様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うこと

【回答】

見直しが示された当初から全国でも様々な意見が出ており、特に耕作放棄地の増加や、5年に1度の水張りの作業を強いられることにより農業者への負担増加が懸念されている。今後も見直しに伴う課題が市内だけでなく、全国で出てくると考えられることから、国・県に対しても現場の状況を伝えていく。

【回答】

(2) 生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援

【回答】

本市においては、地域の特性を活かしながら、農業に取り組んでおり、画一的な制度ではなく、柔軟な対応が必要であると考えることから、生産現場の実情を引き続き国・県へ伝えていく。

【回答】

農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となつても生産者の所得が減少することなく、意欲を持つて生産活動に取り組めるようにすること

2 地域ブランドによる高付加価値化について

○昨年に引き続き、以下のとおり要望する。生産者からは、農業所得の安定を求める意見が多く、栽培した農作物の販路を拡充するため、地域に根ざした魅力ある高いブランド力をもつた安心・安全な農産物生産に対する支援策の展開が必要との要望がある。また、地域ブランド化を推進し、農産物の魅力を県内外に発信につなげることが望ましく、更に生産者の生産意欲の向上と安定した所得が得られるよう次の施策について検討すること。

(1) 生産者自ら本市産のブランド力向上に取り組める支援

(2) 本市産農産物の魅力を発信する広報活動の充実

(3) 販路拡大に向けた支援の充実

【回答】

今年度オープンした道の駅「明治の森・黒磯」の青木ふるさと物産センターに職員を配置することで、生産者と消費者の声をリアルタイムに把握し、本市農畜産物等のブランド力の向上につなげていく考えである

ことから、今後も農観商工業の連携による

ブランド力の向上支援に取り組んでいく。

広報活動の充実として市が連携協定を結んでいる株式会社八芳園との連携による

ポップアップイベントを首都圏向けのPRの場として実施し、ファン獲得に向けて取り組んできた。今後は配置した職員と道の駅「明治の森・黒磯」の運営会社である株式会社明治の森市場の連携による広報活動による

今後とも、農家、地域、市が一体となつて取り組んでまいります。

※意見書、回答の全文は市のホームページに掲載しております。

視察研修に参加しました

令和5年度
農業委員会視察研修に参加して

農業委員 菊地 瞳

農業委員になり、初めての視察研修に参加しました。

1日目のメインは、木更津市の山間に2019年11月にオープンした「クルックファイールズ」という施設でした。東京ドーム約5個分という広大な敷地には、循環型のオーガニックファームや酪農場があり、それらを味わうためのレストランやカフェ、ショッピングや宿泊施設がある体験型自然共生施設でした。現代のニーズに適応した集客施設など、興味深く見学しました。

2日目は、海の駅九十九里と、道の駅常総の視察研修で、どちらも趣向をこらして運営されてましたが、特に道の駅常総は昨年におーとんしたばかりで広大な敷地に常総インターチェンジを降りてすぐという、恵まれた立地条件もあり、いちご園や民間集客施設として、エリア全体で楽しむことが出来、勢いを感じる施設でした。

2日間を通して、もつとも心に残っているのは、高速道路が通行止めになる程の大雪でした。ドライバーさんの経験と知恵のおかげで、予定を2時間

程オーバーしましたが、無事に帰つて来ることが出来ました。

止めてあつた車の上に降り積もつた雪の量に愕然としましたが、皆さまに手伝つてもらいながらの雪下ろしは、心が温かくなりました。きっと、一生、心に残る研修旅行となることでしょう。

令和5年度
農業委員会視察研修に参加して

農地利用最適化推進委員 風田川芳夫

去る令和6年2月4日、千葉県房総半島の玄関口である木更津市の山間部に位置する体験型自然共生施設「クルックファイールズ」の視察に参加してきました。代表者が異色で音楽プロデューサーだそうです。

クルックファイールズは、牧場の跡地を地元の農業生産法人と協働し、循環型農業を実践、傾斜地の農場を中心公園や飲食店舗、宿泊施設（バンガロー）などを備える集客施設になっています。

新しい農業の形として、農業の6次産業化に取り組まれています。観光農園、レストランの経営、雇用の創出、地域資源の有効活用、加工販売流通と経営の多角化がなされています。



農業委員会視察研修の様子

います。

那須塙原市に於いても、今後の農業のあり方として、課題は多いと思いますが、農業の6次産業化についても1つの選択肢になるかと思います。

農地の転用や売買・貸借には農業委員会の許可が必要です

農地の転用、所有権移転には農業委員会の許可が必要です。

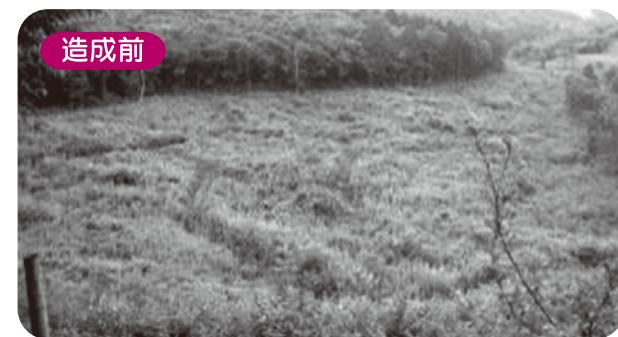
農地転用の許可を受けず無断で農地を転用した場合、所有者又は事業者は、原状回復や罰金等が科される場合があります。

無断転用は違反です!!

許可が必要



石塚三愛農場株式会社を紹介します



全国でも有数の酪農地帯である那須塩原市の生乳産出額は、本州一となっています。そんな酪農が盛んである本市の寺子にある石塚三愛農場株式会社が実施した農地造成について紹介します。

石塚三愛農場株式会社では飼料作物の高騰を受け、自給飼料の生産を上げるために、県内で最大規模の農地造成を実施しました。令和2年5月に林地開発許可を取得し約20haの山林を開拓し、約3年をかけて飼料畑として造成しました。

また、造成地の一部に希少動物が生息していることから、それらを保護するため林野として残したところがあります。

現在、デントコーンなど自給飼料を作付けしています。石塚三愛農場株式会社では全体で約65haの農地に作付けを行っているそうです。

石塚三愛農場株式会社では写真にもあるとおり、土、草、牛を大切にしている農場と話してくれました。

(取材)農業委員 石崎 清、菊地 寿行

有限会社那須野農産を紹介します



有限会社那須野農産は、地域の水田作業受託を目的に平成18年に設立された集落営農型農業法人で、「赤田地区から耕作放棄地は出さない」が基本方針となっています。

経営概況として水稻24ha(主食用米21ha、飼料用米3ha)、WCS用稻20ha、ライ麦7.5ha、二条大麦2ha、デントコーン4ha、キャベツ68a、きゅうり10a、各種作業受託(水稻作業、WCS収穫等)を行っています。

経営の特長として、赤田地区周辺の水田作業受託、水稻だけでなく飼料作物の生産に注力、WCS用稻の生産を通じて耕畜連携を推進、コントラクター(※)としてWCS用稻収穫作業の請負を行っています。

最新の取り組みとして、スマート農業技術・省力化技術の導入をしており、これまで2台のドローンを水稻の農薬散布に活用していましたが、酪農家から依頼を受けて、ドローンによる牧草の混合播種を試みています。また、直進アシスト機能付き可変施肥田植機を導入し、省力化と化成肥料の削減を進めています。

今後の目標として、稻WCSの更なる安定供給が望まれることから、若い人材を雇用し、経営体质の強化を図ることが当面の目標であり、法人内に水稻部門とコントラクター部門などの部門を分けて、効率的な作業が可能となる組織体系を確立し、コントラクター部門の充実を図り、耕畜連携をより一層進めたいとのことです。 ※コントラクター：主に飼料作物の収穫作業を請け負う組織

(取材)農業委員 金田 廣衛

地域計画を策定します

農業経営基盤強化促進法が改正となり、人・農地プランを土台として地域計画を策定することになりました。法律の改正に伴い、農地の貸借等の制度や国等の補助事業の対象者が変わります。

●農地の貸借等の方法が変わります

制 度	地域計画策定後(令和7年4月以降)	
①利用権設定等促進事業 (出し手と受け手が直接権利設定)	✗	利用不可。 ただし、契約期間が満了するまでは有効。
②農地中間管理事業 (農地バンクを通して権利設定)	○	利用するには、地域の農業を担う者として地域計画に名前を登録する必要があります。
③農地法	○	原則、変更はありません。

●国等の補助事業を活用する際には注意が必要です

国等の補助事業を活用する際に、地域の農業を担う者として地域計画に名前を登録する必要がある事業がありますので、注意が必要です。

- 例)・担い手確保・経営強化支援事業　・農地利用効率化等支援交付金
・農業経営基盤強化準備金制度　・スーパーL 資資金利負担軽減措置
・農業近代化資金金利負担軽減措置
・農業近代化資金保証料助成金交付事業　など

市では、地域の農業を担う者として地域計画に名前を登録する際には、登録票の提出をお願いしています。登録をご希望する際は、農務畜産課に相談の上、登録票の提出をお願いいたします。

詳しくは市のホームページをご確認ください。



知って得する！農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金
「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

保険料は全額社会保険料控除の対象
など、生涯を通じて大きな節税効果！



※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、
　　国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



農業委員会日誌

○農地転用・権利移動の審議総会（原則、毎月25日に開催）
○その他

- ・運営委員会、農業委員会だより編集委員会
- ・農地転用案件等の現地調査、農地利用状況調査
- ・地域計画策定に向けた地域会合
- ・農業委員会全体会議 7月31日



道の駅「明治の森・黒磯」 (青木ふるさと物産センター)

【営業時間】夏季(3月~11月)午前8時30分~午後5時00分
冬季(12月~2月)午前8時30分~午後4時30分

【定休日】1月1日

第3火曜日(3月~11月)※8月無休

毎週火曜日(12月~2月)

※休館日が祝日の場合は、変動あり

【所 在】栃木県那須塩原市青木27

【電 話】0287-63-0399

今回の産直コーナーは、リニューアルした道の駅「明治の森・黒磯」を紹介します。4月26日にリニューアルオープンした道の駅「明治の森・黒磯」は、那須塩原市の中でも特に酪農が盛んな青木地区にあります。「食」「農」「観光」の発信拠点をコンセプトとし、生産者の方々の想いがこもった新鮮な農産物の販売はもちろん地元の生乳を使った商品開発により、酪農の価値を高める取組も行っています。施設内には、明治の森マーケット（直売所）、明治の森ダイニング（レストラン）、明治の森ミルクスタンド（ソフトクリームやドリンク販売）、明治の森「ミニユーティ（多目的スペース）、明治の森クラフト（牛乳やスイーツを製造する工房）があります。

その中でも、明治の森ダイニングでは、那須塩原市産の経産牛や、季節の野菜をたっぷり使ったメニューを味わうことができます。那須塩原の食の魅力を、ぜひ堪能してみてください。

また、明治の森ミルクスタンドで提供している地元の生乳から作ったオリジナルのソフトクリームは、ここにしか味わえない那須塩原の魅力と想いが詰まった商品で、既に週末には行列ができるほど人気の商品になっています。

敷地内には四季折々の花が咲くハンナガーデンや、国指定重要文化財の旧青木家那須別邸もあり、見て良し、食べて良し、新しくなった「明治の森・黒磯」を、ぜひ覗いてみてはいかがでしょうか。



道の駅「明治の森・黒磯」

編集委員長
副編集委員長
編集委員
副編集委員
農業委員会だより
編集委員
委員
渡辺 井 岸 田 金 加 市 川 高 瀬 石 崎
室 松 花 塚 後 藤 君 島 菊 地 菊 地 田 藤 市 川 高 瀬 石 崎
孝 忠 栄 良 一 瞳 行 寿 廣 拓 一 和 清
豊 美 太 栄 彦 一 瞳 行 寿 廣 拓 一 和 清

魅力あふれる全国農業新聞

- ・農業経営に役立つ情報満載！
- ・地域づくりのヒントがいっぱい！
- ・暮らしや生活に役立つ話題たくさん！

毎週金曜日(月4回)発行 購読料:月額700円

購読お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局(0287-62-7186)まで